

資 料 編

目 次

1. 用語解説（本文中 * のついた用語の解説）	1
2. 福岡県水道整備基本構想及び広域的水道整備計画	9
3. 福岡県の人口予測推移	10
4. 水道料金	11
5. 福岡県水道ビジョンの策定経過	13

1. 用語解説(本文中 * のついた用語の解説)

【あ行】

○ アセットマネジメント

資産管理。水道事業者等が、持続可能な水道を実現していくために、長期的な視点に立ち、水道施設全体にわたって、管理運営することを組織的に実践する活動。

更新概要見通しの検討手法によって、タイプ1・2・3・4、(1・2は簡略型、3は標準型、4は詳細型)、財政収支見通しの検討手法によって、タイプA・B・C・D(タイプA・Bは簡略型、Cは標準型、Dは詳細型)に分かれる。

タイプ3Cは、更新概要見通し・財政収支見通しの検討手法の双方において、標準的な手法を導入したタイプである。

○ 鉛管

柔軟性に富み、加工が容易なことから古くから使用されてきたが、外傷に弱く、アルカリに侵されるため、コンクリート中への埋設には適していない。

【か行】

○ 渇水

一般的には、水資源としての河川の流量が減少あるいは枯渇した状態。

自然現象としては、流域の降水量が相当程度の期間にわたって継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため、河川の流量が水資源開発施設により確保すべき流量より少ない流量が継続する状態。

○ 簡易水道事業

一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下のもの。

○ 簡易専用水道

水道事業者から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が 10 m³を超える水道。

○ 基幹管路

導水管、送水管及び配水本管。

○ 危機管理マニュアル

厚生労働省から事業者に策定するように通知が行われた、水道の危機管理のための対策マニュアル。厚生労働省において策定指針が定められている。

○ 給水管

配水管から分岐して設けられた給水装置及び給水装置より下流の受水槽以下の給水設備を含めた水道用の管。

○ 給水原価

供給原価ともいう。有収水量 1 m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの。

○ 給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。給水区域外からの通勤者や観光客は含まれない。

○ 給水栓

給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具で、一般に蛇口、水栓等と呼ばれているもの。

○ 供給単価

給水単価ともいう。有収水量(料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量) 1 m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもの。

○ 緊急遮断弁

地震や管路の破裂などの異状を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に緊急閉止できる機能を持ったバルブ。

○ クリプトスボリジウム

寄生性原虫。熱や乾燥には弱いが、塩素に対して極めて強い耐性があるため、水道水中に混入した場合、集団感染を引き起こすおそれがある。

○ 経営戦略

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画。

○ 経常収支比率

経常費用(営業費用+営業外費用)に対する経常利益(営業収益+営業外収益)の割合を表すもの。この数値が100%を超える場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表す。

○ 広域的水道整備計画

地方公共団体が、水道の広域的な整備を図る必要があると認め、関係地方公共団体と共同して、水道の広域的な整備に関する基本計画を定めるべきことを都道府県知事に要請し、この要請に基づいて作成された計画。都道府県知事は、計画を定めたときは厚生労働大臣に報告するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

○ 鋼管

素材に鋼を用いていることから、強度、韌性に富み、延伸性も大きいため、大きな内・外圧に耐えることができる。また、軽量で加工性が良いなどの特徴がある。こうした反面、さびやすいため、他の管路に比べ施工性に劣る。

○ 硬質塩化ビニル管

塩化ビニル樹脂を主原料とし、安定剤、顔料を加え、加熱した押出し成形機によって製造したもの。耐食性・耐電食性に優れ、軽量で接合作業が容易であるが、反面、衝撃や熱に弱く、紫外線により劣化し、凍結すると破損しやすい。

【さ行】

○ 重要給水施設

災害時に重要な拠点となる病院、避難所、福祉施設、災害拠点等、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高い施設。

○ 小規模貯水槽水道

水道事業者から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が 10 m^3 以下の水道。

○ 浄水

水中に含まれている物質などを取り除き、飲料用に供するための適切な処理を行い、水道法に定められた水質基準に適合させる操作を受けた水。この処理操作を浄水処理、行う場所を浄水場という。

○ 浄水施設

水源から送られた原水を飲用に適するように処理する施設。凝集、沈殿、ろ過、消毒等の処理を行う施設。

○ 上水道事業

一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が 5,001 人以上のもの。

○ 新水道ビジョン

厚生労働省が、平成 16 年に公表した「水道ビジョン」に代えて、日本の総人口の減少、東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 3 月に公表した新しい水道のビジョン。50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項や方策を提示している。水道事業者のみならず幅広い関係者が、今後の水道の理想像を共有して、役割分担に応じた取組みに挑戦していくことを目指している。

○ 水源涵養

雨水・融雪水等の降水が、河道に流出する過程において、地表流出を緩和し、土壤の透水性、保水性を高めることなどにより、水源として維持・保全を図ること。

○ 水質汚染事故対策マニュアル

水質汚染事故が発生した場合、応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、通常給水の早期回復と計画的な応急給水などを行うことを目的として、策定されたマニュアル。

○ 水道

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総称。ただし、臨時に施設されたものは除く。工業用水道や下水道と区別し、上水道ともいう。

○ 水道技術管理者

水道の管理の適正を期すため、水道事業者に任命され、水道事業に置かれる水道の管理についての技術上の業務を所掌する技術管理者。

○ 水道整備基本構想

都道府県の水道に関する諸条件の概要、水道の現況、圏域の区分(広域水道圏)、需給の見通し、整備の基本方針、整備推進の方策及び年次計画等について明らかにしたもの。

○ 水道施設台帳

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳。

○ 水道用水供給事業

水道事業者に対して水道用水(浄水)を供給する事業。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が、他の水道事業者に分水する場合を除く。

○ スケールメリット

企業規模の拡大によって得られる様々な効果の総称。

○ ステンレス管

価格は比較的高いが耐食性にすぐれ、高温・低温及び振動・衝撃に強い。給水管としては軽量化しているので取り扱いが容易であり、継手の開発によって接合も容易となっている。

○ 石綿セメント管

石綿繊維(アスベスト)、セメント、珪砂を水で練り混ぜて製造したもの。人体内へのアスベスト吸入による健康への影響が問題となり、現在、製造が中止されている。

○ 専用水道

寄宿舎、社宅、レジャー施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するもの。

①100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。

②一日最大給水量が 20 m^3 を超えるもの

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、地中又は地表に設定されている施設が次のいずれかに該当するものは除く。

ア 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下

イ 水槽の有効容量の合計が 100 m^3 以下

○ 送水管(送水施設)

浄水場から配水池までに浄水を送る管(施設)。

【た行】

○ ダウンサイジング

人口減少などにより将来の水需要の減少が見込まれる中、将来的に必要な供給能力に見合う施設サイズに合わせていくために、抜本的な施設規模の適正化を図る手法。

○ ダクタイル鋳鉄管

鋳鉄に含まれる炭素を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や韌性に富んでいる。施工性が良好であり、継手の種類が多く、適材適所に選択できるため、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重いなどの短所がある。

○ 立入検査

厚生労働大臣及び都道府県知事が、適正を確保するために必要があると認める場合に、職員を水道の工事現場、事務所、水道施設のある場所に立ち入らせ、検査させることができる。簡易専用水道については、都道府県・市の職員が施設のある場所、事務所に立ち入り、検査できる。

○ 調整池

水道用水供給事業において、送水量の調整や異常時の対応を目的として浄水を貯留する池。

○ 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。

○ 導水管(導水施設)

水道施設のうち、取水施設を経た水を導く管(施設)。

【は行】

○ 配水管

本管と支管がある。本管は支管へ浄水を輸送するもの(給水管への分岐はない)。支管は本管から受けた浄水を給水管へ輸送するもの。

○ 配水池

給水区域に需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。

○ 表流水

河川、湖沼、沼、貯水池等、陸地表面に存在する水。

○ ポリエチレン管

プラスチック管の一種。軽量で耐寒性、耐衝撃性、施工性に優れる。また他の管種に比べ、可撓性に富んでおり、地盤変動に対して影響が少ないなどの特徴を有している。

【ま行】

○ 水安全計画

厚生労働省の通知により、策定を推奨されている計画。水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現し、統合的アプローチにより水道水質管理水準の向上を図るもの。

○ 水資源賦存量

ある地域において、河川水あるいは地下水として利用できると期待される理論上の水量。年間降水量から蒸発散量を差し引いたものにその地域の面積を乗じた値で表す。

【や行】

○ 有効容量

配水池などの総容量のうち実際に利用可能な容量。

○ 有効率

有効水量(使用上有効と見られる水量)を給水量で除したもの(%).水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標。

【ら行】

○ ライフライン

水道など、市民生活に必要なものをネットワーク(ライン)により供給する施設または機能のこと。

○ 料金回収率

給水原価に対する供給単価の割合を表すもの。

【D】**O D B O**

デザイン・ビルト・オペレート。公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。

【L】**O L 2**

レベル2地震動。水道施設の耐震設計では、レベル1とレベル2の設計地震動を考慮する。

レベル2は、当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものであり、陸地近傍に発生する大規模なプレート境界地震や、1995年兵庫県南部地震のようなプレート内地震（いわゆる内陸の直下型地震）による断層近傍域の地震動。

レベル1は、当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性が高いもので、対象となる構造物の供用期間中に1～2回発生するレベルの地震動。

2. 福岡県水道整備基本構想及び広域的水道整備計画

(1) 福岡県水道整備基本構想

本県の地域の自然的・社会的条件に応じつつ、水道の計画的な整備を図り、水需給の均衡、水道水質の安全確保、水道の未普及地域の解消、その他地域の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の基本的な考え方を明らかにするため、昭和54年3月に平成7年度を目標として策定された計画。

平成2年10月に平成20年度を目標として改定している。

(2) 広域的水道整備計画

本県の水道計画区域における水道を広域的な視野に立って計画的に整備し、適正かつ合理的な水利用を図り、将来にわたり水道水の安定供給と安全性を確保することを目標とする水道の広域的な整備に関する基本計画。

本県においては、田川地域広域的水道整備計画書(平成2年10月策定)、京築地域広域的水道整備計画書(平成2年10月策定)、筑後地域広域的水道整備計画書(平成14年12月策定)、福岡地域広域的水道整備計画書(平成18年10月策定)を策定している。

各広域圏においては、それぞれの広域的水道整備計画に基づき、水道施設の整備が着実に進められている。

3. 福岡県の人口予測推移

将来人口（国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成30年3月推計））

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
福岡県	5,101,556	5,097,530	5,042,774	4,955,295	4,841,878	4,704,812	4,554,486
福岡圏域	2,507,518	2,588,521	2,632,501	2,650,670	2,647,382	2,624,063	2,586,321
北九州圏域	1,281,148	1,245,704	1,201,890	1,153,897	1,103,254	1,051,044	999,566
筑後圏域	896,326	868,048	835,686	800,884	764,187	725,347	685,842
筑豊圏域	416,564	395,257	372,697	349,844	327,055	304,358	282,757

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

4. 水道料金(家庭用φ13mm、月額)

(福岡地区広域圏)

事業主体名	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	メーター使用料 (円)	超過料金 (円/m ³)	施行年月日	20m ³ 使用した場合		端数処理
						1m ³ 当たり単価	料金(円)	
福岡市		850		~10m ³ 17、~20m ³ 155、~30m ³ 243、~50m ³ 284、~100m ³ 335、101m ³ ~ 387	平 9.4.1	138.8	2,775	ア
筑紫野市	*	822		* ~5m ³ 64、~10m ³ 97、~15m ³ 172、~20m ³ 194、~30m ³ 280、~40m ³ 302、 ~50m ³ 367、~100m ³ 410、~500m ³ 432、501~m ³ 443	平 26.4.1	172.5	3,450	ウ
春日那珂川水道企業団	*	810.0		* ~10m ³ 50.76、~20m ³ 226.80、~40m ³ 259.20、~80m ³ 302.40、81m ³ ~ 345.60	平 26.4.1	179.3	3,585	ア
大野城市	5	1,000		~10m ³ 80、~20m ³ 190、~30m ³ 250、~40m ³ 290、~500m ³ 330、501m ³ ~ 400	平 25.5.1	178.2	3,564	ア
宗像地区事務組合	8	*	1,143	* 58 * ~30m ³ 210、31m ³ ~ 277	平 24.4.1	200.9	4,018	ア
太宰府市	5	*	918	* 64 * ~10m ³ 172、~15m ³ 194、~20m ³ 216、~30m ³ 270、~40m ³ 291、 ~50m ³ 345、~100m ³ 367、101m ³ ~ 399	平 26.4.1	194.9	3,898	ア
糸島市		1,050	70	~8m ³ 40、~16m ³ 195、~25m ³ 220、~50m ³ 230、~150m ³ 250、151m ³ ~ 280	平 26.4.1	209.5	4,190	ウ
古賀市	8	1,200	100	~15m ³ 180、~20m ³ 205、~30m ³ 240、~50m ³ 250、~100m ³ 275、~500m ³ 295、501m ³ ~ 315	平 9.6.1	193.5	3,870	ウ
宇美町	5	1,150	48	~10m ³ 117、~15m ³ 205、~20m ³ 225、~25m ³ 260、~30m ³ 265、~50m ³ 270、51m ³ ~ 386	平 28.11.1	212.0	4,240	ウ
篠栗町	10	1,048		~20m ³ 142、~30m ³ 172、~50m ³ 209、~100m ³ 247、~300m ³ 295、301m ³ ~ 381	平 14.4.1	133.3	2,665	ア
志免町	10	1,380		~20m ³ 220、~30m ³ 270、~50m ³ 340、~100m ³ 420、101m ³ ~ 500	平 9.6.1	193.3	3,866	ア
須恵町	5	700	70	~10m ³ 160、~20m ³ 200、~30m ³ 250、~40m ³ 310、~50m ³ 370、51m ³ ~ 430	平 26.4.1	192.5	3,850	ウ
新宮町	6	900	100	~15m ³ 180、~20m ³ 200、~50m ³ 230、~200m ³ 270、201m ³ ~ 310	平 26.4.1	195.0	3,900	ウ
久山町	10	1,100		~20m ³ 120、~30m ³ 150、~50m ³ 200、~100m ³ 250、101m ³ ~ 350	平 26.4.1	124.0	2,480	ウ
糟屋町	5	1,150	100	~10m ³ 60、~15m ³ 160、~20m ³ 200、~30m ³ 250、~50m ³ 290、~100m ³ 350、101m ³ ~ 400	平 22.4.1	180.5	3,610	ウ
計(15)					(平均)	179.9	3,597	

注)

- 1) 平成29年3月31日現在
- 2) 超過料金は、基本水量を超える場合に、使用水量に応じ段階的に加算される料金である。
- 3) *は消費税込み金額
- 4) 20m³使用した場合の1m³当たりの単価及び料金は消費税込み金額
- 5) 端数処理欄は、消費税加算等計算後の端数処理方法を示す。

ア：1円未満切り捨て

イ：5円未満切り捨て、5円以上10円未満は5円

ウ：10円未満切り捨て

エ：給水使用料、メーター使用料は個別に1円未満を切り捨てて合算

オ：給水使用料、メーター使用料は個別に10円未満を切り捨てて合算

カ：10円未満四捨五入

キ：なし

(北九州地区広域圏)

事業主体名	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	メーター使用料 (円)	超過料金 (円/m ³)	施行年月日	20m ³ 使用した場合		端数処理
						1m ³ 当たり単価	料金(円)	
北九州市		680		~10m ³ 10、~25m ³ 122、~50m ³ 156、~200m ³ 208、~1,000m ³ 288、1,001m ³ ~ 310	平 26.4.1	108.8	2,160	ア
行橋市	8	*	1,540	* ~15m ³ 195、~25m ³ 205、~50m ³ 215、~100m ³ 235、~500m ³ 260、501m ³ ~ 280	平 26.4.1	196.5	3,930	イ
豊前市	8	1,350	50	9m ³ ~ 230	平 26.4.1	224.5	4,490	ウ
中間市	10	770	40	~20m ³ 145、~30m ³ 205、31m ³ ~ 280	平 26.4.1	122.0	2,440	ア
岡垣町	10	1,000	70	~25m ³ 160、~50m ³ 170、~100m ³ 180、101m ³ ~ 200	平 26.4.1	144.0	2,880	ウ
苅田町	10	1,480		~30m ³ 165、~100m ³ 185、~500m ³ 265、~1,000m ³ 360、1,001m ³ ~ 420	平 12.4.1	169.0	3,380	カ
みやこ町	10	*	2,160	* 54 * 11m ³ ~ 216	平 27.4.1	218.5	4,370	ウ
吉富町	8	1,300	50	9m ³ ~ 200	平 20.4.1	202.5	4,050	カ
築上町	10	2,100	50	11m ³ ~ 230	平 26.4.1	240.0	4,800	ウ
計(9)					(平均)	180.6	3,611	

(筑後地区広域圏)

事業主体名	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	メーター 使用料 (円)	超 過 料 金 (円/m ³)	施 行 年 月 日	20m ³ 使用した場合		端数 処理
						1m ³ 当り 単価	料金(円)	
大牟田市		1,100		~10m ³ 37、~20m ³ 215、20m ³ ~ 293	平 20.10.1	195.5	3,909	ア
久留米市	*	810.0		~10m ³ 10.8、~20m ³ 162.0、~50m ³ 237.6、~100m ³ 248.4、101m ³ ~ 270.0	平 20.4.1	126.9	2,538	ア
柳川市	6	780		~16m ³ 160、~24m ³ 190、24m ³ ~ 220	平 9.4.1	169.5	3,390	ウ
八女市	10	2,040		11m ³ ~ 214	平 26.1.1	225.5	4,510	ウ
筑後市	10	1,700	60	11m ³ ~ 150	平 9.4.1	190.0	3,800	ウ
大川市	8	1,180	50	~15m ³ 205、~25m ³ 220、24m ³ ~ 240	平 26.4.1	203.0	4,060	オ
三井水道企業団	10	* 1,836	* 108	* 11m ³ ~ 194	平 26.4.1	194.0	3,880	ウ
朝倉市	5	* 918	* 108	* 6m ³ ~ 172.8	平 26.4.1	180.9	3,618	ア
みやま市	8	1,220	50	~15m ³ 153、~30m ³ 170、~50m ³ 190、51m ³ ~ 230	平 22.4.1	172.3	3,446	ア
筑前町	10	* 2,160	* 108	* ~20m ³ 216、~50m ³ 248、51m ³ ~ 291	平 26.4.1	221.4	4,428	キ
大木町	10	1,760		11m ³ ~ 176	平 28.6.1	190.0	3,800	ウ
広川町	10	* 2,160	* 52	* 11m ³ ~ 216	平 4.4.1	221.0	4,420	キ
計 (12)					(平均)	190.8	3,817	

(筑豊地区広域圏)

事業主体名	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	メーター 使用料 (円)	超 過 料 金 (円/m ³)	施 行 年 月 日	20m ³ 使用した場合		端数 処理
						1m ³ 当り 単価	料金(円)	
直方市	10	1,400	60	~30m ³ 225、~50m ³ 255、51m ³ ~ 285	平 26.4.1	200.3	4,005	イ
飯塚市	5	810		—	平 13.4.1	111.2	2,224	ア
	10	910		~20m ³ 115、~50m ³ 145、~100m ³ 175、101m ³ ~ 195				
田川市	8	790	80	9m ³ ~ 230	平 9.7.1	196.0	3,920	ウ
宮若市	5	900	50	—	平 13.4.1	189.0	3,780	イ
	10	1,200	50	11m ³ ~ 225				
嘉麻市	4	490		—	平 26.4.1	150.1	3,002	ア
	8	980		9m ³ ~ 150				
小竹町	3	640	60	—	平 18.12.1	197.5	3,950	ウ
	10	1,300	60	11m ³ ~ 230				
鞍手町	8	1,000		~25m ³ 125、~50m ³ 195、51m ³ ~ 225	平 26.4.1	135.0	2,700	ウ
桂川町	5	650	90	—	平 9.4.1	137.0	2,740	ウ
	10	950	90	11m ³ ~ 150				
香春町	8	* 1,339	* 83	—	平 26.4.1	216.8	4,336	キ
	10	* 1,663	* 83	* 11m ³ ~ 259				
添田町	8	900	70	9m ³ ~ 220	平 26.4.1	194.9	3,898	エ
糸田町	5	1,000	105	—	平 26.4.1	237.8	4,755	イ
	10	1,500	105	11m ³ ~ 280				
川崎町	7	* 1,183	* 83	* 8m ³ ~ 267	平 26.4.1	236.9	4,737	キ
大任町	8	1,080	110	9m ³ ~ 190	平 26.4.1	168.0	3,360	ウ
福智町	8	* 1,240		* 9m ³ ~ 262	平 18.3.6	219.0	4,380	ウ
計 (14)					(平均)	185.0	3,699	
集計 (50)					(平均)	184.0	3,681	

出典：福岡県「福岡県の水道 平成28年度」

5. 福岡県水道ビジョンの策定経過

平成30年 8月20日	福岡県水道ビジョン検討委員会設置 第1回福岡県水道ビジョン検討委員会
9月27日	第2回福岡県水道ビジョン検討委員会
10月19日 ～ 10月29日	福岡県水道ビジョンの策定に係るアンケート調査 ・県内水道事業者・水道用水供給事業者を対象に 水道事業に関するアンケート調査を実施
11月13日	第3回福岡県水道ビジョン検討委員会
12月20日 ～ 平成31年 1月7日	県内水道事業者・水道用水供給事業者を対象に福岡 県水道ビジョン（案）に関する意見照会を実施
平成30年 12月21日 ～ 平成31年 1月7日	福岡県水道ビジョン（案）に関する パブリックコメントの実施
2月6日	福岡県議会2月定例会へ上程 福岡県水道ビジョンの策定について
2月21日	福岡県議会2月定例会において議決

○ 福岡県水道ビジョン検討委員会

福岡県水道ビジョンの策定に当たりましては、「福岡県水道ビジョン検討委員会」を設置し、有識者の方々に専門的な見地から貴重なご意見をいただきました。
ご意見をいただいた委員の皆様は、次のとおりです。

福岡県水道ビジョン検討委員会委員（五十音順・敬称略 ○印は委員長）

氏名	職名
池山 喜美子	(公社) 全国消費生活相談員協会九州支部副支部長
菊池 裕子(○)	九州共立大学経済学部教授
久我 洋一郎	福岡市水道局計画部長
谷 和雄	北九州市上下水道局水道部長
塚本 和寛	福岡県南広域水道企業団総務部長兼経営企画課長
広城 吉成	九州大学大学院工学研究院環境社会部門准教授
藤原 新也	田川地区水道企業団事務局長
美谷 薫	福岡県立大学人間社会学部准教授